

## 1 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

## 3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 4 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

## 5 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、保護者、関係諸機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 6 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するののものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

## 7 校内教育支援委員会

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「メンタルサポート委員会（いじめ防止対策委員会）」を組織する。

- (1) 構成員 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，各学年代表，特別支援コーディネーター，当該学級担任
- (2) 開催日 月1回，生徒指導部員会に併せて開催する他，必要に応じて随時開催する。
- (3) 内容
  - ①いじめの防止に係る事項 ……学級活動，集会活動，学校行事
  - ②いじめの早期発見に係る事項 ……アンケート調査，相談体制
  - ③いじめへの対処に係る事項 ……ケース会議

## 8 基本的施策

- (1) いじめ防止の啓発
  - 全校集会の開催
  - いじめをなくすための学級での話し合い ……9月
  - 全校児童による「いじめをなくそうフォーラム」……10月
- (2) 道徳教育の充実
 

児童の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うために，すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

  - 「私たちの道徳」の活用
  - 「道徳」の授業時数の確保
  - 道徳の時間の授業公開
  - スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり
  - 「お互いの人格の尊重」や「命の大切さ」など生命尊重の教育
- (3) 人権教育の充実
  - 一人一人を大切にされた学級経営
  - 人権に配慮した環境づくり……人権コーナー，人権メッセージへの応募
- (4) 体験活動等の充実
  - あいさつ運動の推進……各学年によるあいさつ運動 等
  - ボランティア活動の推進……通学路クリーン作戦（5／23）
  - 児童主体の学校行事の展開
- (5) 早期発見のための措置
  - 日常的な児童の実態把握……学級担任，養護教諭その他の教職員
  - 定期的なアンケート調査……学期1回，全学級
  - 「いじめ発見チェックリスト」の活用……学期1回，全学級
  - いじめ防止対策委員会での情報交換……月1回
  - 保護者，地域からの情報交換
  - 学校評議員との懇談から……年2回
- (6) 相談体制の整備
  - 定期相談……保護者対象の個別面談（7～8月），児童対象の教育相談（学期1回）
  - メンタルサポート委員会（いじめ防止対策委員会）によるいじめに係る個別相談の設定 ……学期1回，随時
  - 特別支援教育相談員による相談……週1回
  - SC，SSWによる相談……学期に1回。ただし，東部中でも相談可能
  - 相談窓口の周知……県西地区いじめ・体罰解消サポートセンター
- (7) 関係機関
 

市教育委員会（教育長，指導主事）	市福祉保健課児童福祉係	
民生委員・児童委員	学校医	スクールカウンセラー
筑西児童相談所（児童福祉司・児童心理司）	下妻警察署	サポートセンター
	等	

(8) 教職員の資質向上

- 「こんな教師でありたい(平成22年7月26日 茨城県教育庁総務課人権教育室)」による研修
- 「いじめの早期発見のためのチェックポイント」による研修
- 「いじめ問題の克服のために(茨城県教育委員会)」による研修
- 「いじめの問題への取組の徹底についてのチェックポイント(通知)平成18年10月19日 文部科学省」による研修
- 「体罰防止マニュアル(平成25年5月 茨城県教育委員会)」による研修

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 情報モラルに関する研修
- 保護者への啓発・・・・・・・・・・PTA総会, 学年学級懇談会

9 いじめに対する措置

- (1) 児童等からの相談に応じる者及びその保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、学校への通報その他の適切な措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、下妻警察署と連携してこれに対処する。児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに下妻警察署に通報し、適切に援助を求める。

10 個別のいじめに対する措置

- (1) いじめの事実確認(ただし、いじめが確認されれば、すぐにやめさせ、場合によっては、その結果を市教育委員会に報告する。)
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する継続的な助言
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携(市教育委員会も)
- (5) 懲戒, 出席停止制度(市教育委員会への具申が必要)の適切な運用

11 重大事態への対処

次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに町教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校は、(1)の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- (3) 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による(1)の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

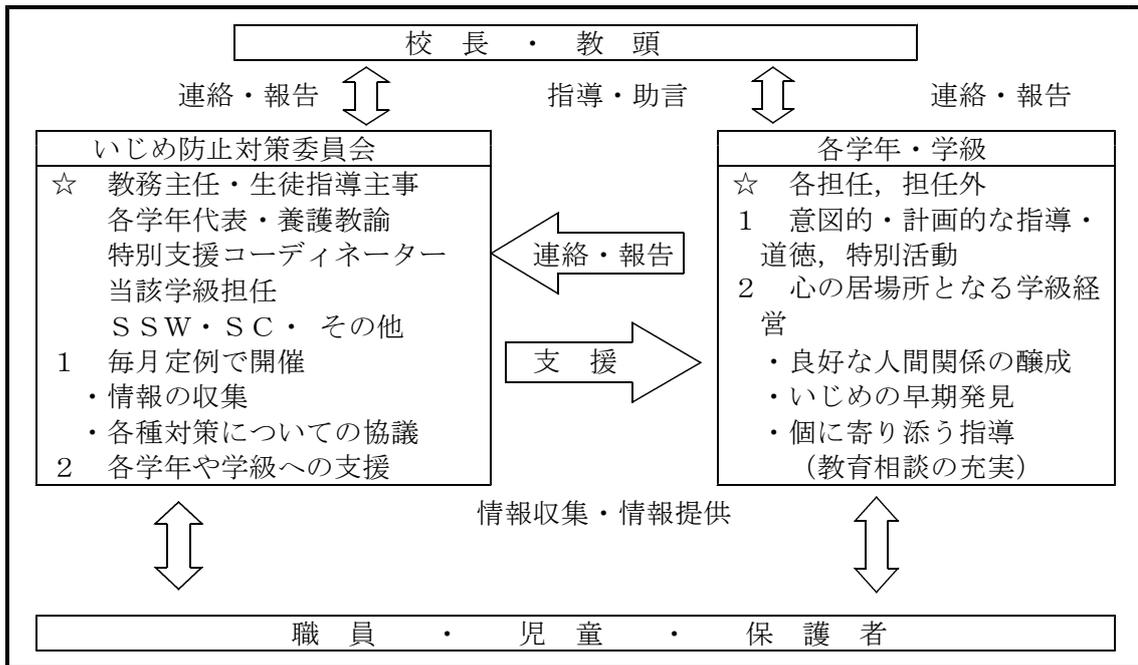
12 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの早期発見、いじめの再発防止のための取組等について評価
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底

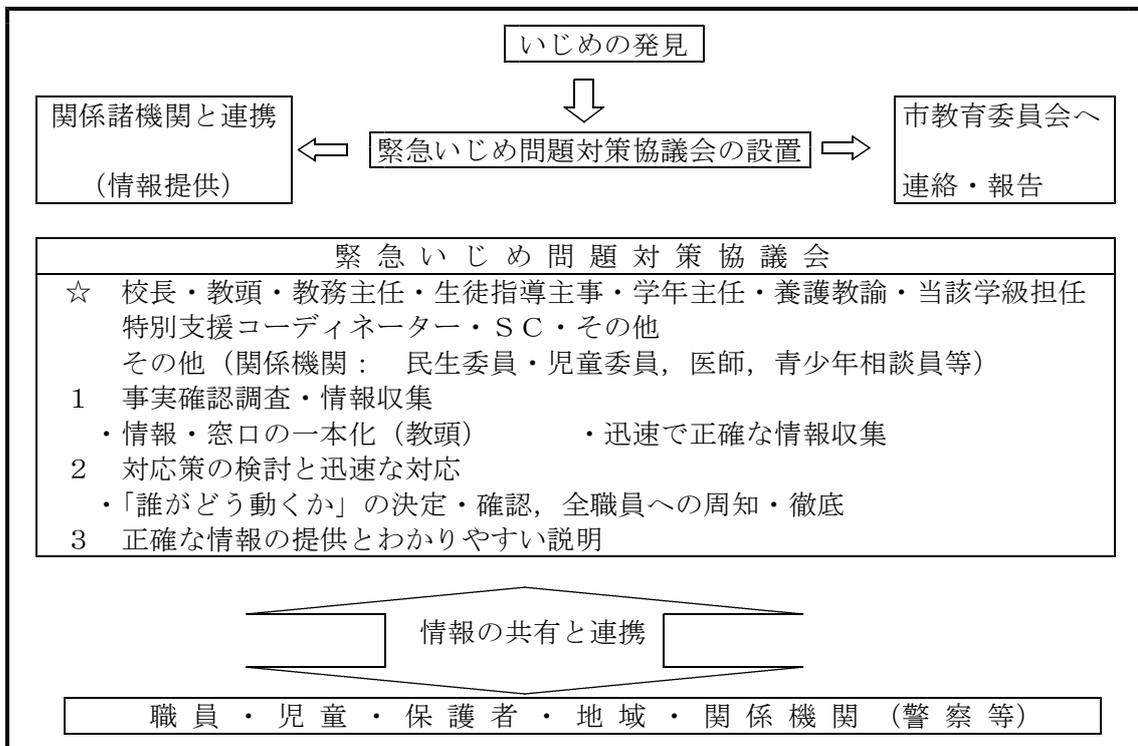
13 組織図

ア いじめ防止のための組織

① 平常時



② いじめ発生時



イ 重大事態発生時の組織

